

香流川翔裕園（地域密着型特別養護老人ホーム） 運営規程

第1条（目的）

香流川翔裕園（地域密着型特別養護老人ホーム）（以下「香流川翔裕園」という。）は、介護保険法の理念に基づくとともに、施設で生活する高齢者に対し、日常生活における援助等を行うことにより健康で明るい生活を送れるよう支援し、福祉の向上を図ることを目的とする。

第2条（運営方針）

- ① 香流川翔裕園は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護や社会生活上の便宜の提供その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。
- ② 香流川翔裕園は、入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- ③ 香流川翔裕園は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健・医療または福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

第3条（事業所の名称）

この事業を行う事業所の名称を『香流川翔裕園』と称する。

第4条（事業所の設置）

事業所は、名古屋市名東区香流一丁目101番地に事務所を設置する。

第5条（実施主体）

事業の実施主体は、社会福祉法人長寿の里とする。

第6条（従業員の職種、員数、業務内容）

職 種	員 数	職 務 内 容
施 設 長 (管 理 者)	1 名(常勤・兼務)	当該事業所職員の管理、業務の把握と管理を一元的に行う責務と、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。
医 師	1 名(非常勤)	入居者の健康管理、療養上の指導を行う。
生 活 相 談 員	1 名（常勤）	入居者の日常生活上の相談、家族との連絡調整、地域密着型施設サービス計画の推進等を行う。（介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	1 名(常勤)	入居者の介護相談及び地域密着型施設サービス計画の作成・支援を行う。
看 護 職 員	3 名以上 (常勤 1 名以上・非常勤 2 名以上)	入居者の健康保持のための適切な措置をとる。
介 護 職 員	15 名以上 (常勤 6 名以上、非常勤 9 名以上)	入居者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて日常生活が自立した生活を送れるよう支援する。
調 理 員	3 名（委託契約）	献立に基づき入居者の身体的状況を考慮した調理を行う。
事 務 員	1 名（常勤）	会計、庶務等の事務処理を行う。
管理栄養士	1 名（常勤）	入居者を栄養面から健康管理します
機能訓練指導員	1 名以上	看護職員兼務 入居者の日常生活で必要な機能訓練を行います

【特別養護老人ホーム定員 20 名】

第7条（入居者の定員）

香流川翔裕園の定員を 20 名とする。

ユニット数 2、ユニットの定員 10 名

第8条（入居者に対する指定介護福祉サービスの内容）

（1）（地域密着型施設サービス計画の作成）

- ① 施設長は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- ② 介護支援専門員は、入居者の心身能力と環境等を評価して、入居者が現に抱える課題を明らかにして、日常生活を自立して営むことができるよう実態の把握をする。
- ③ 地域密着型施設サービス計画は、入居者、家族の希望、サービス提供にあたる職員との協議を経て、サービスの目標、達成時期、サービスの内容および留意事項を盛り込んで原案を作成する。
- ④ 介護支援専門員は、入居者、家族に対し地域密着型施設サービス計画の原案を説明し同意を得なければならない。
- ⑤ 介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画作成においても、サービスの実施状況把握のため、サービス提供職員との連絡を継続的に行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行う。

（2）（地域密着型施設サービスの方針）

- ① 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供を行う。
- ② 入居者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止に努める。
- ③ 地域密着型施設サービスは画一的ではなく、個別化するようにする。
- ④ サービス提供職員は、常に本人、家族が理解されるよう説明と了解を得るように努める。
- ⑤ 入居者の生命、身体を保護するため緊急の場合を除き、身体的拘束や入居者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑥ 身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- ⑦ 地域密着型施設サービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

（3）（介護サービスの内容）

- ① 適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供し、清拭を行い、排泄には適切な見守り、一部介助、全面支援等を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。
- ② 食事
入居者には、1日3回給食するものとする。給食はできるだけ変化に富み十分なカロリーと成分を含み、かつ調理にあたっては入居者の嗜好を十分に考慮し栄養価の損失を避け、消化、吸収の実績をあげるように努めなければならない。
- ③ 健康管理
施設長又は嘱託医師及び看護師は、常に入居者の健康に留意し年1回の健康診断

を実施してその結果を記録しておく。

- ・ 入居者が負傷又は軽度の病気にかかったときは、施設内で診療を受けることができる。
- ・ 医師は、毎週 1 回以上の診断にあたる。
- ・ 緊急の場合は、前項の規程にかかわらず診療を受けることができる。

④ 機能訓練

香流川翔裕園は、入居者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

⑤ 相談・援助

香流川翔裕園は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、適切な相談、助言を行うとともに、必要な援助を行う。

⑥ 社会生活上の便宜の提供等

香流川翔裕園は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、日常生活上必要な行政機関における諸手続き等について入居者及びその家族が行うことが困難な場合は、入居者の同意の下でその代行事務等を行う。

香流川翔裕園は、常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

第 9 条（利用料及びその他の費用）

① 利用料

別紙の通りとする。

② 居住費（滞在費）

別紙の通りとする。

③ 食 費

別紙の通りとする。

④ 個人的に使用するものの費用

理美容代、洗濯代等の実費とし、金額は別途定める。

⑤ 入居者の同意

利用料以外に費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ入居者又は家族に対し説明を行い、同意を得るものとする。

第10条（入退居）

① 入居対象者

香流川翔裕園は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅における生活が困難であると認められる要介護者（名古屋市被保険者に限る）を対象に香流川翔裕園の施設サービスを提供する。

② 入居

香流川翔裕園は、正当な理由なくして入居を拒んではならない。又、サービス提供に際しては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。

③ 退居

次の場合は退居とする。

- イ. 本人が退居を申し出た場合。
- ロ. 入居者が死亡した場合。
- ハ. 入居者が入院し、概ね3ヶ月以内に退院できない場合。
- ニ. 入居者が入院加療、継続的治療が必要な者で、施設サービスの提供が困難であるとき。
- ホ. 入居者が居宅において日常生活を営むことが可能な場合。
- ヘ. 正当な理由なしにサービスの利用に従わず、要介護状態の程度が増進すると認められる場合。
- ト. 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けようとした場合。
- チ. 入居者負担金を長期にわたり滞納した場合。
- リ. 施設内で禁止されていた行為を繰り返し行い、他の入居者及び施設の運営に際し、多大なる損害を与えた場合。

④ 退居の措置

入居者が退居した場合は、家族の同意を得て退居先の居宅介護支援専門員との連携、病院の関係者、さらに市区町村に遅滞なく意見を付してその旨を通知する。

第11条（入居者の留意事項）

① 外出及び外泊

入居者が外出又は外泊をしようとするときはその都度、外出、外泊先、用件、帰着する予定時刻を施設長に届け出て、その承認を得なければならない。

② 面会

入居者が、外来者と面会しようとするときは、その旨を届け出てあらかじめ指定された場所において面会するものとする。

③ 健康保持

入居者は、自らの健康の保持に留意し、身体機能の低下を防止するよう努めなければならない。又、そのために提供されるサービスを正当な理由なく拒否してはならない。

④ 身上変更届出

入居者及び利用申請者は、その身上に関する重要な事項に変更を生じたときは、速やかに施設長に届けなければならない。

⑤ 施設内禁止行為

入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

他の入居者を排撃し、又自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

- イ. 他の入居者とけんか若しくは口論をなすこと。
- ロ. テレビ、ラジオ、楽器等の音を以上に大きくし又は大声で騒ぐ等、静穏を乱し、他の在所者に迷惑を及ぼすこと。
- ハ. 指定した場所以外で喫煙すること。
- ニ. 金銭又は物品によって賭け事をする事。
- ホ. 施設が持ち込を制限若しくは禁止している物品を持ち込むこと。
- ヘ. 故意に施設若しくはその備品に損害を与え、又これらを施設長の承認なしに施設外に持ち出すこと。
- ト. 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- チ. 無断で備品の位置又は形状を変えること。

第 11 条（苦情処理）

① 窓口

香流川翔裕園は、入居者、家族その他からの事業に関わる苦情を迅速に、かつ適正に対応するための窓口を設ける。

② 調査協力、改善

香流川翔裕園は、入居者等からの苦情に関して各自治体が行う調査に協力するとともに、入居者、家族その他からの苦情を受け付けたとき、又自治体から改善に対する指導、助言を受けたときは、迅速に改善を行う。

第 12 条（秘密保持）

香流川翔裕園の職員は、正当な理由がない場合、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

第13条（損害賠償）

香流川翔裕園は、サービスの提供にあたり入居者に事故が発生した場合には、その過失の程度により損害賠償を行う。又、入居者が施設設備等に損害を与えた場合には、現状復帰又は損害を賠償しなければならない。

第14条（非常災害対策）

香流川翔裕園は、火災、地震、水害等の非常災害に関して、具体的な対処計画を立て、それら非常災害に備えて、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

第15条（緊急時等における対応方法）

- 1 指定地域密着型施設サービスの提供中に入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。
- 2 入居者に対する指定地域密着型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族等に連絡するなど必要な措置を講じるとともに、その事故の状況及び事故に際してとった処置及び経過について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

第16条（虐待防止に関する事項）

香流川翔裕園は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第17条（身体拘束）

- 1 香流川翔裕園は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 香流川翔裕園は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、

その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第18条（細則）

この規程に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は社会福祉法人長寿の里と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は令和元年7月1日から施行する。

この規定は令和2年4月1日から施行する。

この規定は令和3年4月1日から施行する。

この規定は令和4年12月1日から施行する。

この規定は令和7年4月1日から施行する。